12月３日～９日は障害者週間です

「障害者週間」は、障がい福祉への関心と理解を深め、障がいのある方が社会・経済・文化などあらゆる分野の活動に積極的に参加できる社会を実現することを目的に制定されました。

障がいのある人もない人も、共に支え合う共生社会を実現していくためには、一人一人が障がいについて正しく理解することが大切です。

「行田市障がい者差別解消推進条例」をご存じですか

市では、障害者差別解消法などの趣旨を踏まえ、障がいを理由とする差別を解消し、全ての人が互いを尊重しながら暮らせる共生社会の実現に資することを目的に、令和５年にこの条例を制定しました。

▶条例のポイント

⑴不当な差別的取扱いの禁止

障がいを理由として、障がいのある人に対して差別的なふるまいをしたり、正当な理由なく、サービスの提供の拒否や、制限をするような行為をしてはいけません。

⑵合理的配慮の提供の義務

社会の中には、障がいのある方にとって生活の妨げになる設備や制度など（社会的障壁）があります。障がいのある方が「こうしてほしい」と伝えたときは、市や事業者などはよく話し合い、無理のない範囲で対応する必要があります。

⑶障がいを理由とする差別に関する相談、紛争の防止などの体制の整備

・相談への受付対応

障がいのある人やその家族、関係者、事業者などは、市内で発生した障がいを理由とする差別があったとき、市役所福祉課に相談することができます。市は、必要に応じて事実確認や調査などを行います。

・あっせんの申し立て

障がいのある市民、家族などは、市長に対し、相談後に問題解決のための必要なあっせんを申し立てることができます。申し立ては福祉課で受け付けています。

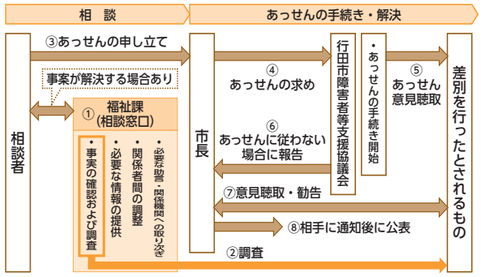
・あっせん

市長は、行田市障害者等支援協議会にあっせんを行うよう求め、行田市障害者等支援協議会はあっせんのため、必要に応じて関係者に出席を求め、意見聴取や資料の提出を求めることができます。

・勧告および公表

市長は、あっせん案に従わない者に勧告することができ、正当な理由なく従わないときは、公表することができます。その際は、事前に相手方にその旨を通知し、意見を述べる機会を設けます。

相談および紛争の防止などのための流れ



福祉的就労で作ったパンやクッキーなどを販売しています

福祉的就労は、障がいのある人が障がい福祉サービス事業所や作業所などでパンやクッキーなどの食品、雑貨などの製品を作ったり、清掃、除草や軽作業などに従事したりすることで、障がいのある人の自立を支援する他、社会参加の促進につながっています。

作られたパンやクッキーなどは、市役所本庁舎ロビー(各種障がい福祉サービス事業所など)や教育文化センター「みらい」内(福祉の店「きゃんばす」)でも販売しています。

▶問い合わせ　福祉課障がい福祉担当(内線265)

行田市国民健康保険に加入中で特定健康診査がお済みでない方へ 委託事業所から電話による受診勧奨を実施します

市では、６月から特定健康診査(特定健診)を実施していますが、受診率が低い状況です。そのため、受診率向上対策として、市で受診済みであることが確認できない方に対し、電話(フリーダイヤル)による受診勧奨を実施します。なお、架電は市が委託する事業所(株式会社セゾンパーソナルプラス)が行います。

▶実施期間　12月１日㈫～25日㈭午前９時30分～午後６時※不在時は土・日曜日や夜間(午後７時まで)に架電することがあります。

▶架電番号　☎0120―422―533

▶そ の 他
- 電話の際、口座を聞くことや金銭の振り込みなどを依頼することは絶対にありません。
- すでに受診済みの方または行田市の国民健康保険の被保険者でなくなった方は、行き違いが生じる場合があります。
- 特定健康診査と市の補助を受ける人間ドック(併診ドック)の両方を受診することはできません。

職場で健診を受診した方へ

国民健康保険加入中の方で、職場健診の受診結果を提供していただいた方に、商品券を差し上げています。ただし、市の特定健康診査と同じ検査項目(身体計測値、腹囲、血圧、血液検査、尿検査など)を含んでいるものに限ります。令和８年度内に受診した場合、健診結果、国民健康保険資格確認書またはマイナンバーカード、特定健康診査受診券を健康課へお持ちください。

▶問い合わせ　健康課保健事業担当(内線361 ～ 364)

行田市国民健康保険加入者の方へ　診療情報提供事業にご協力ください

市では、生活習慣病の予防、早期発見のために、一人でも多くの方に特定健康診査の受診をお願いしています。医療機関に通院しているため特定健康診査の受診を希望しないという方は、特定健康診査に係る診療情報提供事業にご協力をお願いします。

この事業は、本人の同意に基づき、特定健康診査と同じ項目(身体計測値、血圧、脂質・肝機能・血糖検査、尿検査)の検査結果をかかりつけ医から提供していただくものです。

被保険者の皆さんの健康状態を把握することは、市の健康づくり事業を計画するために重要であり、また結果の提供をいただいた場合、特定健康診査を受診したものとみなすことができ、受診率にも反映されます。対象となりそうな方にはすでに案内を発送していますが、届いていなくても検査結果の提供にご協力をいただける方は、医療機関に記入していただく書類を送付しますので、健康課までご連絡ください。

▶実施期間　12月１日㈫～令和９年３月31日㈬

▶対　　象　令和８年度行田市国民健康保険特定健康診査を未受診であり、定期的に医療機関(市内外を問いません)で血液検査および尿検査をしている方
※特定健康診査に該当する検査項目が必要です。検査項目が満たない場合は該当になりません。

▶問い合わせ　健康課保健事業担当(内線361 ～ 364)

医療費助成事業の受給資格登録申請はお済みですか

市では、子ども、重度心身障害者、ひとり親家庭などを対象に医療費の助成を行っています。助成を受けるには、事前に受給資格の登録申請が必要です。対象となる方は、必要書類を確認の上、手続きをしてください。

制度名	対　　象	助成内容	必要書類
子ども医療費助成事業	市内に住所があり、健康保険に加入している、18歳に達する日以後最初の3月31日までの子ども	医療費の一部負担金、入院時の食事療養標準負担額	・子どもの健康保険資格確認書類(資格確認書、マイナポータルの資格確認画面など) ※出生直後で健康保険の資格確認書類がない場合は、先に登録申請し、後日提出してください。 ・個人番号が確認できるもの(個人番号カードなど) ・保護者の顔写真付きの本人確認書類 ・申請者(保護者)名義の通帳 ※代理人が申請する場合は委任状が必要です。詳しくはお問い合わせください。
重度心身障害者医療費助成事業	・65歳未満で、身体障害者手帳１～３級、療育手帳Ⓐ・A・B、精神障害者保健福祉手帳１級の方 ・65歳未満で後期高齢者医療制度の障害認定を受けられる状態にあり、65歳以降に埼玉県後期高齢者医療広域連合などから認定を受けた方 ・65歳の誕生日の前日までに精神障害者保健福祉手帳2級を取得した方 ※いずれも、所得制限により支給停止となる場合あり。	医療費の一部負担金 ※精神障害者保健福祉手帳2級の方は、自立支援医療(精神通院)の自己負担分のみ助成	・障害者手帳 ・健康保険資格確認書類 (資格確認書、マイナポータルの資格確認画面など) ・申請者名義の通帳 ・個人番号が確認できるもの(個人番号カードなど)
ひとり親家庭等医療費助成事業	母子家庭、父子家庭、養育者家庭、父または母に一定の障害がある父母と子ども ※子どもが18歳に達する日以後最初の3月31日まで。子どもに一定の障害がある場合は20歳の誕生日の前日まで。 ※所得制限により支給停止となる場合あり。	医療費の一部負担金(市民税課税の場合、自己負担金あり)	・保護者と子どもの健康保険資格確認書類 (資格確認書、マイナポータルの資格確認画面など) ・申請者(保護者)名義の通帳 ・保護者の顔写真付きの本人確認書類(個人番号カードなど)

▶受給資格の始期

原則として申請日からです。ただし、出生や転入の日から15日以内に申請した場合は、出生日や転入日が始期となる特例があります。

※出生や転入の日から15日目が年末年始の閉庁期間(12月29日㈫～令和９年１月３日㈯)に当たる場合、12月28日㈪までに申請しないと、令和９年１月４日㈪以降の申請日からの医療費のみが助成対象となります。

▶医療費助成の対象とならないもの
- 日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に該当するもの
- 保険外(予防接種、定期健診など)および他の制度(公費負担医療など)に該当するもの

※加入している健康保険組合などから高額療養費・附加給付金が支給される場合は、その額を差し引いて支給します。

▶問い合わせ　重度心身障害者医療費助成事業については福祉課(内線258)
子ども医療・ひとり親家庭等医療費助成事業については子ども未来課(内線292・297)